

【くじ引きについて】

公募型比較見積の結果で同価となった場合は、くじ引きにより契約相手方（審査順位を決定する必要がある場合は契約相手方候補者の審査順位）を決定いたします。くじ引きは参加者固有の承認番号と、同価となった金額により以下の計算式を用いて執り行います。よって、対象者がくじ引きを特に意識する必要はなく、対象者にくじ引きが行われたか否かについての連絡はしません。

くじ引きとなった場合の結果は、従来の公募型比較見積の結果と同様、問い合わせのつど、口頭で回答します。

承認番号と同価金額から、契約相手方（契約相手方候補者の審査順位）を決定する計算式について、以下に説明します。

くじ引き計算式の詳細

次の手順で契約相手方（契約相手方候補者の審査順位）を決定します。

1 予定価格の制限の範囲内で最低の同価格での有効な見積参加者が3者の場合の計算

対象者に、承認番号の若い順に0、1、2と番号を割り当てます。

3者の承認番号と、同価金額の各桁を足します。

の合計を、対象者数（=3）で割ったあまりの数字が で割り当てた番号と一致した者を契約相手方とします。

審査順位を決定する必要がある場合は、当該くじ引きによるあまりの数字が で割り当てた番号と一致した者から、割り当てた番号順に審査順位を決定します。

2 上記の試算

見積者A（承認番号：123456）と、見積者B（承認番号：500005）と、見積者C（承認番号：987654）の3者が¥13,500で同価格であった場合

承認番号の若い順に0、1、2と見積者ごとに割り当てます。

同価格見積者	承認番号	割り当て番号
A	123456	0
B	500005	1
C	987654	2

$$123456 + 500005 + 987654 + 1 + 3 + 5 + 0 + 0 = 1611124$$

$1611124 \div 3 = 537041$ あまり1 よって、割り当て番号が1の見積者Bを、契約相手方とします。

審査順位を決定する必要がある場合は、割り当て番号が1の見積者Bから番号順に「B C A」と審査順位を決定します。